

注意事項

～解約申請の前に必ずお読み下さい～

- 解約申請をされる場合は、必ず賃貸借契約書の記載内容をご確認下さい。
記載された予告期間に基づき申請をお願いいたします。
【例】解約予告が2ヶ月前の契約で4月1日に解約の申請をされた場合、6月分までの賃料等が発生いたします。

- 解約申請については、契約者ご本人様でない方からの申請や申請後の変更・キャンセルは受付できませんので予めご了承下さい。

- 解約申請後には送信確認の為、自動返信メールを配信しております。
自動返信メールが届かない場合は、解約受付ができていない場合がございますので、必ずお問合せ下さい。尚、自動返信メールは解約を確定するものではありません。申請内容と契約条件を確認の上、解約日が確定しましたら、改めて担当者より立会等の連絡をメールもしくはお電話にてさせていただきます。

- 解約最終月の賃料等は、日割精算を行わず、月割精算となっていることが多いので、賃貸借契約書をご確認ください。
【例】4月1日に明渡をしていただいても、4月分の賃料等は1ヶ月分全額が必要となります。

- 早期解約違約金の規定が契約にある場合は、賃貸借契約に基づきご請求が発生いたします。
【例】1年未満の解約の場合は、賃料等の2ヶ月分、2年未満の解約の場合は、賃料等の1ヶ月分の違約金が発生等)

- 退去後の精算は、お部屋状況に応じて修理箇所、滞納等で請求が発生する場合、解約日から1～2週間後に新住所に請求書を送付させていただきます。

- 火災保険のご解約は別途お手続きが必要となります。ご加入中の火災保険会社へ連絡の上、解約の手続きをお願いいたします。

- 明渡後に残置物（宅配BOX内・メールBOX内の郵便物・自転車等も含む）が見つかった場合は、当社にて処分させていただきます。
こちらに関して、損害賠償等は一切負担致しません。また、処分に費用を要した際は、処分費用をご請求させていただく場合がありますので、ご了承ください。

- 退去立会当日の予定変更は、予定日前日の営業時間内までにご連絡お願い致します。
当日キャンセルになりますと、5,000円（税込）の料金が発生致しますので、ご注意ください。